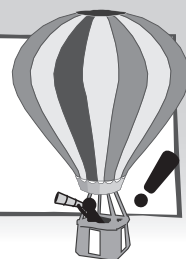




☆今月の事例☆

インターネットショッピングモールにおいて出店者から 商標権侵害の出品がなされた場合における運営主体の責任 (知財高判平24.2.14)



講師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 齋藤宙治

1st Step 事案の概要

控訴人（一審原告）は、「Chupa Chups」の文字および図形からなる商標につき商標権を有し、また、「Chupa Chups」の表示を使用してキャンディーを販売しているイタリア法人である。

被控訴人（一審被告）は、インターネットショッピングモール楽天市場を運営する日本法人であるところ、この楽天市場上において、複数の異なる出店者が上記商標権を侵害する商品をみずからの各出店ページに販売のために展示し、販売した（よだれかけや帽子等に、無断で「Chupa Chups」の表示を付して販売した）。

控訴人は、①被控訴人が主体となって出店者を介するか、②出店者と共同か、または③少なくとも出店者を幫助するかによって、商標権を侵害する商品を販売したとして、商標権侵害等を根拠に、楽天市場の運営主体である被控訴人に対して、当該商品の販売差止めおよび損害賠償を請求した。

第一審判決（東京地判平22.8.31判時2127号87頁）は、控訴人（一審原告）の請求を棄却したため、控訴人（一審原告）が控訴した。

2nd Step 判 旨

控訴棄却。本件判決は、インターネットショッピングモールの運営者が出店者による商標権侵害について責任を負う場合について、①運営者の属性と②運営者の認識・対応の観点から、以下の判断基準を示した。

①ウェブページの運営者が、単に出店者によるウェブページの開設のための環境等を整備するにとどまらず、運営システムの提供・出店者からの出店申込みの許否・出店者へのサービスの一時停止や出店停止等の管理・支配を行い、出店者からの基本出店料やシステム利用料の受領等の利益を受けている者であって、②その者が出店者による商標権侵害があることを知ったときまたは知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるに至ったときは、その

後の合理的期間内に侵害内容のウェブページからの削除がなされない限り、上記期間経過後から商標権者はウェブページの運営者に対し、商標権侵害を理由に、出店者に対するのと同様の差止請求と損害賠償請求をすることができると解するのが相当である。

そのうえで、結論としては、本判決は、被控訴人が、控訴人から商標権侵害の事実の指摘を受けた後、出店者をして出品ページから当該商品画像を削除させる対応を取ったことなどを理由に、「商標権侵害の事実を知ったときから8日以内という合理的期間にこれを是正した」として、上記②を満たさないことを理由に、被控訴人の責任を否定した。

3rd Step 実務の視点

いわゆる「場の提供者」の責任に関する判例は、著作権侵害等の類型については従来蓄積があるところだが、本判決は、筆者の知る限り、初めて商標権侵害に関しても「場の提供者」に責任が生じうる余地を肯定した判決である。インターネットショッピングモールの運営者の責任についての判断基準を示した点にも意義がある。

本判決を受けて、インターネットショッピングモール等の運営者は、出品者の商標権侵害等の違法行為を放置した場合には運営者自身も責任を問われる可能性を意識して、運営を行っていく必要がある。もっとも、過度に法的リスクを懸念する必要はなく、具体的には、本判決によれば、「ウェブページの運営者は、商標権者等から商標法違反の指摘を受けたときは、出店者に対しその意見を聴くなどして、その侵害の有無を速やかに調査すべき」であるが、「これを履行している限りは、商標権侵害を理由として差止めや損害賠償の責任を負うことはない」。

また、本判決の事案に近い類型として、複合商業施設のようなテナント型の実在ショッピングモールやインターネットオークションサイトなどの運営者の責任の判断においても、本判決の判断基準が一定の参考になるとと思われる。